

# 中野区教育委員会会議録

令和5年第39回定例会

令和5年12月1日

中野区教育委員会

令和5年第39回中野区教育委員会定例会

○日時

令和5年12月1日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時22分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○欠席委員

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

指導室長 齊藤 光司

学務課長 佐藤 貴之

子ども教育施設課長 藤永 益次

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 平本 紋子

○傍聴者数

4人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第52号議案 教育財産の取得の申出について

(2) 第53号議案 教育財産の取得の申出について

2 報告事項

(1) 事務局報告

①教育長の臨時代理による事務処理について（指導室）

②中野区立小中学校施設整備計画（改定版）の進め方について（子ども教育施設課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第39回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、平本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

初めに、議決事件の審査を行います。

議決事件の1番目及び2番目は、関連する議題となりますので、一括して上程することといたします。

議決事件の1番目、第52号議案「教育財産の取得の申出について」及び議決事件の2番目、第53号議案「教育財産の取得の申出について」を一括して上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いいたします。

子ども教育施設課長

それでは、第52号議案「教育財産の取得の申出について」補足説明をさせていただきます。

こちらは、江古田小学校の敷地内に民有地がある状態を解消し、安定的かつ適切な学校用地の財産管理につなげるため、下記の土地について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、教育財産として取得することを申し出るものでございます。

詳細でございますが、1「事業用地の施設名」、中野区立江古田小学校でございます。

2「取得予定地」、(1)所在地等でございますが、中野区江古田二丁目1249番3でございます。地目は宅地でございます。地積は16.52平米でございます。

その他詳細につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、第53号議案、同じく「教育財産の取得の申出について」補足説明をさせていただきます。

こちらは、北原小学校の敷地内に都有地がある状態を解消して、安定的かつ適切な学校用地の財産管理を行うため、下記の土地について、先ほどと同様、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、教育財産として取得することを申し出るものでございます。

こちらの詳細でございますが、1「事業用地の施設名」は、中野区立北原小学校でございます。

2「取得予定地」、(1)所在地等は、中野区野方六丁目710番20でございます。地目は用悪水路、地積は公簿で310平米、実測で310.33平米でございます。

その他詳細につきましては記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。様々な経緯の中で、偶然と言ってはいけないかもしれないけれども、何らかの経緯で小学校の土地でない部分が残されていて、そちらについて、今回きちんと小学校のほうの土地になるということで、今後の施設整備などのときにおいても、地権者が違うなどの問題を回避できるよい機会かなと理解いたしましたけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

子ども教育施設課長

委員おっしゃるとおり、日々の教育財産の管理において、その土地の所有者等々については適宜調査を行って管理しているところでございますけれども、その中には、場合によっては、このような用地が紛れている場合もございます。日々の管理の中で、こういうことがしっかりと管理できるように引き続きやっていきたいというふうに考えてございます。

入野教育長

ほかに質疑はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは1件ずつ、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第52号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 53 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に、報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事項は特にありませんが、各委員から活動報告がございましたらお願いいたします。

村杉委員

活動報告ではありませんが、インフルエンザが引き続き流行しております。溶連菌感染症を合併している子どもたちもいます。12月に入りましたので、引き続き感染対策、手洗いなどを励行していただき、学級閉鎖などを学校医と相談して適切に行っていただきたいと思っております。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では私から。今日、令和小学校で関東地区の道徳教育の研究大会が行われております。午前中から午後にかけてということで、もう既に申込みが 350 名以上あり、多くの先生方が令和小学校で行われます、道徳の授業の参観と研究発表と研究協議ということでやっていただいております。今日、私どもはご挨拶できませんので、昨日行かせていただきまして、関係の方々にご挨拶をさせていただきました。

中野区にこういう機会を与えていただいたことに感謝するとともに、やはり道徳の授業の、ある意味最高峰の授業を見せていただいたり、ご指導いただいたり、令和小学校がしておりますので、それについても感謝を申し上げてまいりました。

以上でございます。

それでは、特にご発言がなければ、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「教育長の臨時代理による事務処理について」、説明をさせていただきます。

令和5年11月17日の教育委員会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件につきまして、次の1から3にあるとおり、臨時代理による事務処理を行いましたので、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき、報告をさせていただきます。

まず、1「指示内容」でございますが、ここにお示しをいたしました四件の条例及び規則の改正手続となります。

2「事務処理の経過」でございますが、11月22日に教育長の臨時代理による各条例の一部改正の手続の決定と、区議会への議案提出の依頼を行いました。11月29日に区議会で議案の審議及び可決と、一部改正規則について特別区人事委員会の承認がございました。11月30日に一部改正条例の公布、そして教育長の臨時代理による一部改正規則の決定及び公布を行いました。

3「改正の主な内容」ですが、以下にお示ししたとおりでございますので、お目通しをいただければと思います。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

平本委員

丁寧なご説明ありがとうございます。また適切に進めていただきましてありがとうございます。

こちらに記載があるとおり、条例に合わせて手続を適切に進めていただきましたので、問題ないという理解ですけれども、よろしいでしょうか。

指導室長

こちらのほう、適切に事務処理は行いました。若手の先生方を中心に4月1日に遡りま

して給与も増えるということで、ぜひ多くの方々に今後も中野区の教員を目指していただけたらと考えているところでございます。

入野教育長

ほかによろしいでしょうか。

なければ本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目、「中野区立小中学校施設整備計画（改訂版）の進め方について」の報告をお願いいたします。

子ども教育施設課長

「中野区立小中学校施設整備計画（改訂版）に係る進め方について」ご報告します。

区は、「中野区立小中学校施設整備計画（改訂版）」に基づき、区立小中学校の改築を進めているところでございます。現計画においては、令和7年度以降に小中学校4校の改築計画について、また、令和8年度を目途に計画の見直しを予定しているところでございます。

今後の小中学校施設整備について、設計、工事経費や整備スケジュール等の精度向上を図っていくため、下記のとおり、令和7年度以降の小中学校の施設整備に向けた具体的検討及び中野区立小中学校施設整備計画（改訂版）の見直しに向けた検討を行うものでございます。

1「小中学校改築に係る具体的な検討」でございます。現計画に定める整備予定の学校のうち、令和7年度以降に計画開始予定の4校について、基礎的調査及び改築整備等に向けた検討を行うものでございます。

(1)「対象校」でございます。第二中学校、桃花小学校、北中野中学校、武蔵台小学校の4校でございます。

(2)「検討手法」、①「基礎的調査」でございます。現地調査を実施するとともに施設整備に向けた法的規制、敷地条件、周辺環境等の現況を把握し、改築校の整備に向けた条件整備を行うものでございます。

②「改築整備に向けた検討」でございます。①の条件整備を受けまして、対象校に係る改築パターン等の検討や、改築ボリュームと標準配置案の検討、併せて改築期間中の代替校舎整備の検討を行うものでございます。また、上記検討を反映した設計及び工事の工期及び概算経費の算出を行います。

2「中野区立小中学校施設整備計画（改訂版）の見直しに向けた検討」を行うものでござ



います。

(1)「現計画以降の改築校の選定及び基礎調査」でございます。築年数、耐久度調査結果、代替校舎の使用順序、改築校の地域バランスを考慮した視点を整理します。また、上記視点を踏まえ、現計画以降の改築予定校 11 校のうち、先に改築すべき学校（6 校程度）を選定するものでございます。さらに、この 6 校を選定した学校に係る法的規制、インフラ等の基礎的条件の確認、現地調査及び整備スケジュール、工事に影響を与える各種調査を行います。

(2)「学校施設の改築及び環境改善・長寿命化改修の基本的方針の整理・検討」でございます。各学校の耐久度調査の結果を踏まえまして、学校施設に係る長寿命化の基本方針を検討いたします。

(3)「今後の小中学校施設整備に係るロードマップの検討」でございます。令和 8 年度以降の 10 年から 15 年程度の小中学校施設に係る改築、環境改善及び長寿命化改修のロードマップを検討するものでございます。

最後、3「今後の予定」でございますが、令和 6 年 4 月から検討業務を開始しまして、2 カ年を予定してございます。その後、令和 8 年度には小中学校施設整備計画の改定を予定しているものでございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

丁寧なご説明ありがとうございます。また、大変お忙しい業務の中、いろいろとお考えいただけていることを心より感謝申し上げます。

1 につきましては、計画を立てる前の調査といたしますか、検討を丁寧に先んじて行っていただけるというふうに理解しております。

やはり先ほどの校地取得の例のように、実際に工事開始の時期を迎えますと、分かってくることもどうしても出てきて、工期がずれたりということもあるかと思いますので、そういったことを避けるためにも、事前に丁寧に基礎的な調査をしていただけると、その後がスムーズになり大変ありがたいことだと理解いたしました。よい提案をありがとうございます。

一つご質問なのですが、2 の施設整備計画の見直しにつきましては、現計画以降の改築

予定 11 校について、もう一度合理的な順番を検討していただけるということだと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、どの学校も子どもの日々の生活に関わることで、工期も合理的な形で、また代替用地等々も合理的な形で決まっていくのがいいなというふうに思っています。そのような意味でも、もう一度築年数や耐久度などをご検討いただいて、現状の様々な資材の高騰や人件費の高騰の中で、無理なく最少の子どもたちへの負担で、スケジュールをもう一度合理的に考え直していただけると理解してよろしいでしょうか。

以上です。

子ども教育施設課長

委員おっしゃるとおり、2 の計画見直しについての検討につきましては、やはり子どもたちの現学校の建て替えということにつきまして、その築年数や耐久度の調査結果をもとより検討するものでございますが、やはりその子どもたちの改築時の代替になる通う学校の状況、また地域的なバランスというのは、しっかりと考慮した上で、順序をもう 1 回整理するということが必要であるという調査でございます。

また、その後の「さらに」以下であります、法的規制、インフラの基礎的条件は、まさに改築を進める前に、事前にそういう条件整理をすることによって、いざ改築になったときの適正なスケジュールの選定や経費というのを事前に見積もっていくことが必要だと思っております。結果としてスムーズな学校の改築というのを進めるべきものというものでございます。

伊藤委員

多分当事者の方々といいますか、そうした学校に登校されている、あるいは在学されている、あるいは在学予定である方にとっては大きな関心事だと思いますので、また速やかにこうした計画の再考の可能性でありますとか、見通しなどが周知されるといいのかなと思いました。

以上です。

入野教育長

他にご発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、本報告は終了いたします。

事務局から、その他報告はございますでしょうか。

指導室長

令和4年度の体罰の状況を口頭にてご報告をさせていただきたいと思ひます。

東京都から、令和4年度に発生した体罰等の実態把握の結果が来まして、小学校で3件、中学校で4件、合計7件ということでしたが、本区は0件ということで、体罰はございませんでした。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

大変重要なお報告をありがとうございます。やはり基本的な指導に関わることかなと思ひますので、今回、本区は0件であったということで、日々現場の先生方や事務局の皆様の努力で、先生方がよりよい方法で児童・生徒指導、生活指導が行えたということかなと理解しております。

もしそういった結果につながるような取組として、何かここで、こういうことが今年度よかったのではないか、あるいは来年度以降も含めまして、こうしたことがさらにあるとよいのではないかということがあれば、教えていただければと思ひます。

以上です。

指導室長

各学校では、様々工夫をしながら服務事故防止に向けて研修等を行っていただいております。今回、体罰は0件ということではございましたけれども、なかなか先生方もお忙しい中で、きちんと指示に従わない児童生徒や態度が悪いといった子どもたちの指導の際に、どうしても感情的になってしまつて、体罰を行ってしまったというのが今回の報告の中に書かれておりました。

ぜひ、日頃から丁寧に話をしっかりとしながら、なかなか指示に従わないような子どもたちがいても、粘り強く関わっていけるような指導力を身につけてもらえるように、今後とも学校の中で研修を行っていけたらと思ひています。

ちょうど今日から12月ということで、服務事故防止月間ということで都も位置づけておりまして、また改めて年末に向けて事故が起きないようにということで、各学校でも研修を行っていただきますが、ぜひ先生方の意識をしっかりと高めていく、絶対に事故を起こさない、また組織としても起こさせないように体制づくりというのを強化していただいで、今後とも服務事故防止に努めていけたらと考えているところでございます。

平本委員

大変重要なお報告ありがとうございました。今回中野区では0件ということで、伊藤委員からもお話があったとおり、きちっとした現場での周知徹底等がなされた結果かなと思います。

今、お話いただいたとおり、指導が難しいお子さんに対して、感情的になって体罰を行ってしまったというような事例のほかにも、やはり運動部などの関係におきますと、指導が強まってしまったり、また、あるいは親しみを込めた関わりのつもりだったというようなお話が先生から出ることも多いかと思いますので、いま一度、そういった点も含めて、また来年度も引き続き、先生方へのご指導を含めた周知徹底を進めていただければなと思います。

以上です。

村杉委員

私も付け加えさせていただきます、特別な支援を要する子どもたちに関わる先生方にも、ぜひいろいろな面で気をつけていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、本報告は終了いたします。

それでは、最後に事務局から次回開催について、報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会でございますけれども、12月8日午前10時から区役所5階教育委員会室で開催する予定でございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第39回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前10時22分閉会